

「(仮称) 白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」

第6回全体会議・ワークショップの議事録(H21.11.21)

【1 全体会議】

事務局 皆さんこんにちは。忙しい中、ご出席有難うございます。只今から第6回つくる会の全体会議とワークショップを始めます。開催に当たりまして、つくる会会長の内山会長より挨拶を頂きたいと思います。

内山会長 こんにちは。今日も前回に続きワークショップになります。若干前回までとは流れが変わりますが、よく事務局の説明を聞き、ご理解頂いた上で議事について慎重にご審議頂く様宜しくお願いします。今日も宜しくお願いします。

事務局 有難うございました。続きまして、折原町民活動推進課長より挨拶を頂きたいと思います。

折原課長 こんにちは。今日は農業祭があり、非常に多くの人が集まっています。農業祭は、年々盛況になってきています。このように、町の事業に町民の方々が参加して、大きくなっていくのは大変嬉しいことです。このつくる会においても、同じ様に会議が熱を帯びていくことを期待しています。今日は前回に引き続きワークショップですが、若干軌道修正することがあります。事務局の説明をよく理解した上で、議論に臨んで頂きたいと思います。

また、話は変わりますが、配布した資料にもある様に、行政区長会が、甲府市の自治基本条例の策定経過やその後の変化について勉強してきました。行政区長会は皆さんのつくる会に非常に関心を持っています。配布した資料にもある様に、条例がどの様になるのか、条例によってどの様に変わるのかなどの質問などが出されました。これを見て分かる様に、行政区長・自治会への関心が高いです。甲府市で職員などから説明を受け、甲府市が自治基本条例を制定するまでの経過やその後の成果についてまとめたものを資料として配布します。自治基本条例をつくる参考にしてください。

甲府市の条例の制定過程には、山梨学院の教授が係っています。43名の公募の委員の内、9名が現役の大学生です。甲府市内に山梨大学、山梨学院大学、英和女子大学の三大学がありまして、条例をつくる会に大学生が入っています。配布した資料に委員の構成が載っています。条例制定までの期間は1年8ヶ月で、白岡町と同じくらいになっているようです。

これからも、この様な資料を提供していきますので、白岡町の自治基本条例つくる会の議論の際にデータとして活用して頂きたいと思います。

それと、配布した資料の中に、白岡町の各種データがあります。これから皆さんが議論して頂く時に、町の仕組みを詳しく知りたいとなれば、町の出前講座などを活用して頂きたいです。様々な資料や制度を活用して議論を活発にしてもらいたいです。今日も長時間になりますが、宜しくお願いします。

事務局 有難うございました。早速議事に移ります。進行につきましては、当つくる会の設置要綱第6条第2項の規定に基づきまして、会長をお願いします。

内山会長 暫時、議長職を務めさせていただきます。宜しくお願いします。まずはワークショップの進め方について事務局から説明があります。

事務局 私からワークショップの進め方について説明します。まずは配布した資料の確認をします。プログラム、条例の素案に盛り込む項目案、白紙の A3の用紙、新聞の記事が載っている用紙は

ありますか。条例の素案に盛り込む項目案の紙については、前回の各グループで話し合ったものを、事務局でまとめたものです。新聞の記事は、前回のワークショップを埼東よみうりが取材したものです。このように逐一情報を提供することで、皆さんの議論を進められるようにします。また、情報提供になりますが、スタートフォーラム、NPO・市民活動のための助成金セミナー、地域支え合いの仕組みづくりシンポジウム、「ヘルシーカフェのら」などの紙はありますか。「ヘルシーカフェのら」というのはコミュニティレストランです。地域の皆さんが協力し合って経営しているので、是非立ち寄って頂けたらと思います。

また、白岡町についての統計資料を配布しました。これは議論の際、町についての現状を理解しながら議論して頂きたいと思い、配布しました。資料については以上です。本日の進め方についてです。前回は大・中・小項目どこから検討しても良かったのですが、今回は大項目から検討してもらいます。今回は大項目を各グループで決めて、3グループに発表してもらい、3つを1つにまとめる作業をします。私からは以上です。

牛山教授 今お話しして頂きました様に、大項目を検討するに当たって、中身を見ていくのは当然です。また後から振り返って項目を決めてもらうのも良いです。しかし、はじめに大項目を決めて頂いて、これからのスケジュールを決めることが出来ます。さらに、条例の大枠をイメージ出来るので、今日は取り敢えず、大項目をまとめて頂きたいです。当然、後から大項目を見直すこともあるでしょうが、この条例に盛り込みたいものを大項目にして頂くことを今日の目標にしたいと思います。

事務局 有難うございました。プログラムの裏にも進め方を載せています。今日は大項目を決めてもらうことを目標にして作業を進めて頂きます。宜しくお願いします。

内山会長 ただ今までのところで、質問はありますか。

遠藤委員 大・中・小項目を見ながら大項目を決めても良いのでしょうか。

牛山教授 当然、大・中・小項目を見ながら大項目を検討する作業になります。

内山会長 他に質問はありますか。無い様なので、全体会を終えて、ワークショップに入ります。宜しくお願いします。

折原課長 資料の補足説明をします。「ヘルシーカフェのら」の紙を配布しました。今、男女共同参画ステップアップ講座をやっていて、そこで子育てタウンとして主婦の方が立ち上げ、それをここまでに形にし、地域の方々と開設したものです。御時間が有れば、来てくださればと思います。以上です。

事務局 15時まで議論して下さい。その後各グループに発表して頂きます。

【2 ワークショップ】

A～C グループの3グループに分かれてワークショップを行いました。

本日のまとめとして、グループごとに発表を行いました。

＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊

内山会長 それでは、グループ毎に発表して頂きます。A グループからお願いします。

神田副会長 Aグループでは(1)理念(2)総論(3)市民(4)住民協働(5)行政(6)議会(7)地域自治(8)教育(9)福祉・高齢者・子育て(10)治安・防災・環境(11)情報公開・共有(12)産業振興(13)更改のように大項目を設置した。理念は総論と区別して、この町がどの様な方向を目指すかを書きたいと思

いました。総論には町の現状を書きたいと思います。

そこで、私たちは白岡町で在活している人を市民と想定していて、市民がどのような権利・義務を持つのかを(3)に書きたいと思います。そして、(4)に活動の在り方として中心になる住民協働を大項目として挙げました。これを今後の町づくりの中心的な考え方にするために、大項目にしました。(5)には行政を挙げました。町長や職員含めて、行政の在り方を書きたいです。(6)には議会を挙げました。住民自治の基礎になるのは地域議員です。今挙げた以外にも13までありますが、施策的なものになり、大項目に挙げるのかどうかはまだ検討中です。以上です。

内山会長 続きまして、Bグループお願いします。

広辺委員 Bグループでは(1)総論・前文(2)住民(3)議会・議員(4)行政・町長・職員(5)地域経営(6)計画となった。前回の大項目に議会を付け加えました。さらに、議会や行政の話から議員や行政の職員の話になり(3)、(4)に議員、町長、職員を付け加えました。(4)から後については議論中であり、まだグループの決定ではありません。議論中なのは(5)に地域経営を設けることについてです。なぜ、地域経営という言葉を使ったのかは、地域の中で職員なり住民なり議員なりが、経営するという感覚で地域に接して欲しいという意見が出たからです。政策という言葉と地域経営はニアコールです。しかし、政策という言葉は、従来の行政的なイメージを引きずってしまいます。自治基本条例を新しくつくるのであれば、新しい価値観の言葉を入れるのが良いと思いました。(6)の計画については、行政の都市計画や基礎計画などの策定に住民が入り込み、情報の共有や評価をする仕組みを条例に入れたいので、計画という言葉で大項目にしました。しかし、計画という言葉自体が正しいかどうかは疑問が残っています。議論はここまでで終わっています。グループの中では、地域経営という言葉ではなく、具体的に教育や環境などのように項目立てするという意見もありました。様々な意見がありましたが、今回はこの様な形で発表しました。以上です。

牛山教授 Bグループの使ったホワイトボードに住民協働、コミュニティ、教育、子育て、農業、公募という言葉がありますが、それらは大項目として入るのですか。

広辺委員 入るという意見と入らないという意見がありました。一応入れておきたいと思います。

遠藤委員 Bグループの発表に補足したいです。計画という言葉は、住民が町づくりなどに参加することを制度化することで義務化することです。そのような意味で、協働を担保できるような制度としての計画という意味です。

牛山教授 では、計画を協働の中に入れて良いのですか。

遠藤委員 出してもらいたいです。計画という言葉の代わりになる良い言葉を検討中です。

内山会長 続きまして、Cグループお願いします。

日下委員 Cグループは(1)前文・総論(2)住民(3)行政(4)議会(5)町づくり(6)(住民投票)となりました。

Cグループは前回の大項目の方から議論しました。各論については中項目に挙げることが基本的な考えなので、この様な大項目になりました。(1)の前文は背景や目的の様な憲法と同じ様なものです。前文を総論の中に入れて1つで良いと思います。(2)の住民は様々な責務があります。責務という言葉が適切かどうか分かりませんが、知る努力が必要です。住民が行政などの情報に対して知る努力が必要ではないでしょうか。住民という言葉も、そこにある企業や勤務している方や外国人なども入れた広い意味での住民です。(3)行政については、町長、職員の責務や行政組織、財政、情報公開、などの項目が中項目になります。(4)議会は議員の責務を前面に出すのが良いと思います。(5)のまちづくりは広範囲なものになります。住民協働、教育、福祉、防災、安全などは

大項目にすることも考えられますが、まちづくりという大項目の1つにする方が分かり易いと思います。(6)にかっこ書きで住民投票になっていますが、大項目で起こすべきか検討中なので、かっこ書きしています。罰則については、法律には罰則がありますが、条例では無理があるだろうということで、罰則は無くしました。その他という言葉はどこにも入らない項目があれば、設けることにしたいと思います。

牛山教授 3グループから発表が終わったので、1つにまとめる作業をします。3グループ共通して挙げていたのは、総論、市民・住民、行政、議会です。これらは、中身については様々な議論があるとしても、大項目として立てることで決定です。次に2グループが挙げている項目について検討し、その後1グループしか挙げていない項目について議論することにします。

内山会長 それでは、2グループ挙げている項目の1つである、住民協働についてですが、大項目にするかどうかについての意見はありますか。

日下委員 Cグループは住民協働をまちづくりのところに入れるので、中項目にしたいと思います。

神田副会長 白岡町らしい自治基本条例にするために、インパクトのある住民協働を大項目にしたいと思います。

嶋津委員 Aグループの考えとしては、まちづくり(住民協働)とするのが良いのでしょうか。

牛山教授 まちづくりは、都市計画の場合と、例えば協働の様なまちづくりの手法があると思いますが、Cグループの意見としてはまちづくりの手法についてですか。

日下委員 私達は住民協働も町づくりの1つであると考えています。

松井委員 私達の班では、住民の目を向けるためにも、大きく括るのではなく、細かくすることになりました。

牛山教授 今発表された中で、盛り込みたい政策分野として出ているのは、教育、福祉、治安・防災、環境、産業振興、子育て、農業は政策分野についてです。これをCグループは住民協働も含め、まちづくりという1つにまとめています。それについてはどうしますか。

野口委員 成文化した際、大項目を細かくした方が分かり易いものが出来ると思います。

吉野委員 私達Cグループとしては、まちづくりという大項目括ってしまったので、各論については検討していないので、今の状況で決めるのは難しいです。

牛山教授 取り敢えず細かく出して、後からCグループが付け加えるという形で良いのではないのでしょうか。

日下委員 細かく出すのであれば、農業、産業などどこまで出すのかで変わって来ます。

牛山教授 それは、白岡の自治基本条例の大項目に挙げるべきものと判断出来るものを挙げて頂くしかありません。Cグループはまちづくりという大項目を書いて、中項目に他のグループと同じ様な分野を挙げていくのですか。

吉野委員 そこまではまだ検討していません。

牛山教授 それならば、そこは保留して、取り敢えずCグループが後から付け加えてもらうことにして、分野を整理することで良いですか。

古嶋委員 住民協働を大項目にした場合、その中に含まれるのは何があるのでしょうか。

松井委員 ボランティアやNPO、住民協働の理念、仕組みなどがあります。

古嶋委員 各分野の中にも住民協働を書くのですか。

牛山教授 そこはその分野のことを書きます。全体に対して協働でやるという意味です。

古嶋委員 分かりました。

日下委員 私達Cグループの考えとしては、行政、住民、議会の3つに関わるところが住民協働であるので、3つの大項目にそれぞれ協働を書かなければいけないのではないですか。

牛山教授 その3つに関わる協働を抜き出して大項目にすることで、全体に掛けるという意味です。

Cグループに異論が無ければ、住民協働を大項目として出すことで良いですか。

内山会長 協働は重要なことですので、分野毎に協働が出てくるのですか。

牛山教授 仕組み、理念なので、全部にかかってきます。

内山会長 相当大きな力になりますね。

松井委員 だから大項目で書くことになります。

内山会長 住民協働で書くということで宜しいですか。異論が無いので次に進みます。

牛山教授 地域経営はどうしますか。

神田委員 地域経営はどの様な意味ですか。

遠藤委員 政策分野を包含する意味で地域経営を使いました。

牛山教授 その前に地域自治とコミュニティは一緒に出来ると思うが、いかがでしょうか。異論が無い様なので、一緒にします。Cグループの意見ありますか。落としてしまうと消えてしまうので、大きな異論が無ければ項目として挙げる事にしますが、いかがですか。では、地域自治・コミュニティとして挙げておきます。情報公開についてはいかがですか。

日下委員 Cグループは住民に入れています。

古嶋委員 中項目に入っているので項目立てするのに賛成です。

牛山教授 Bグループはいかかでしょうか。異論が無い様なので項目立てします。住民投票については大項目にしますか。

神田副会長 Aグループには入っています。

牛山教授 他の条例を見ると市民の役割や行政の役割となっているので、住民投票が入りづらいです。皆さんからは挙がっていませんが、住民参加という項目があれば入り易いです。あと、その様な項目が無い場合、住民投票を項目としてあげても良いと思います。

神田副会長 私達の考えとしては、住民協働の中に入ると考えています。

牛山教授 では、住民協働に入れるか、別に項目立てすることにしますか。

内山会長 住民投票の成立する条件はどの様になっていますか。

牛山教授 現在ある住民投票に関する制度は、日本国憲法の改正と、合併特例法で協議会をつくるための住民投票しかありません。それ以外は、自治体が個別に条例をつくっています。住民投票をどの様な仕組みとしてつくるのかに関わります。

櫻井委員 課長にお聞きします。この前合併の際に行ったのは、住民投票ではないのですか。

折原課長 それは意向調査というものです。

牛山教授 アンケートと住民投票は全く意味が違います。住民投票も法的な強制力はないというのが通説で、最後は議会や首長が決めれば良いのですが、昨今の条例は尊重義務を課している場合があるので、かなり縛られることになります。なので、住民投票をどのように書くかは重要な事です。

古嶋委員 もう少しそのことについて話し合いを行わなければいけないですね。

櫻井委員 住民投票は最後の手段であるので、大項目として挙げるのは好ましく無い様に思います。

住民投票よりも、協働で決めていくと書いた方が良いのではないのでしょうか。

神田副会長 住民投票があると市内で利害が対立した時や政策決定の際に住民の意見を行政なり議会に反映させるためには重要です。行政にとっても運営のために必要です。

折原課長 住民投票に対する共通認識が無い様に思われます。

内山会長 では、解説をお願いします。

折原課長 住民投票の項目を条例に載せるのであれば、住民投票とは何かについて知る必要があります。

牛山教授 それをやり始めると、今日は時間が足りません。今は一応立てることにしておいて、他の議論をするのが良いのではないのでしょうか。また、住民投票は住民だけではなく、議会や首長もから提案することもあります。

吉野委員 住民投票は入れるかどうかについて議論が必要である。B班の計画も住民参画という形などで、一応残す形にした方が良い。

牛山教授 計画というのも、あいまいに感じます。

櫻井委員 計画は実施して、それをチェックする仕組みのことで、PDCA と言っても分かりにくいので、計画という言葉にしました。

牛山教授 行政で計画と言うと、行政計画になります。行政が決まっていることを何年でやると言う様な行政計画についてです。どちらかと言うと、地域経営の方が近いです。では住民参加・住民投票にして残して、後で議論することで宜しいですか。地域経営と計画は1つにまとめられると思うのですが、いかがでしょうか。

折原課長 先程、住民が参加してチェックする仕組みについて議論していましたが、そうすると、地域経営と計画が1つにまとめて、さらに住民参加にも繋がると思えますが、いかがでしょうか。

藤巻委員 地域経営と言われると、財政関係について想定してしまいます。

内山会長 地域経営・計画という意見も住民参加という言葉でまとめることで宜しいですか。

牛山教授 次に改廃についてはA班しかありませんが、これについては自治基本条例なので、結局入れることになると思います。政策についてはまだCグループが議論していないので、並べておいて次回以降に議論することになります。

日下委員 議論した際に罰則については入れないことになったのですが、条例の場合には入れないのが普通なのではないのでしょうか。

牛山教授 具体的に想定出来れば入れる可能性がゼロとは言いませんが、その様な事があるかどうかです。多くの場合は、それは個別条例に規定することになります。日本国憲法でも納税は義務ですが、憲法の中に納税しない人を罰するとは書きません。それは個別の税法・税制で書きます。時代状況に応じて罰則の度合いも変わりますし、罰するかどうか変わってきます。それを自治基本条例に書き込むのはいかがなものでしょうか。

内山会長 議論に熱がこもって参りましたが、今日はここまででワークショップを終わりたいと思います。次回この続きを議論します。有難うございました。

内容については、第6回会議の「概要」のPDF ファイルもご覧ください。